

2019.3.1 第171号 **ながの**
社会福祉士会 NEWS

■発行：公益社団法人長野県社会福祉士会
 会長：萱津 公子
 ■編集：広報編集委員会

■事務局：〒380-0836
 長野市南県町685-2 長野県食糧会館6F
 ■発行部数：2,300部

■TEL：026-266-0294
 ■FAX：026-266-0339
 ■E-mail：info@nacsww.jp
 ■HP：http://nacsww.jp/

目次

■社会福祉士養成教育の課題と社会福祉士会との連携・共同	1	■信州ぐるっと!!	5
■成年後見制度利用促進・権利擁護推進セミナー	2	■特集 社会福祉士としての一日に密着	6～7
■高齢者・障がい者の権利擁護と地域連携ネットワーク	3	■リレーエッセイ～リレー形式の寄稿～	8
■福祉にかかわる人が今こそ学びたい「憲法」そして「生存権」	4	■事務局からのお願ひ	8
■南信地区学習会	5	■今後の予定	8
		■編集後記	8

Nagano Association Certified Social Workers

社会福祉士養成教育の課題と社会福祉士会との連携・共同

中 島 豊 (長野大学副学長／本会外部理事)

大学、短大、専門学校が加盟する社会福祉士養成校の全国組織として日本ソーシャルワーク教育学校連盟がある。これは先年、日本社会福祉教育学校連盟、日本社会福祉士養成校協会、日本精神保健福祉士養成校協会が統合してできた組織である。その組織の全国会議の一つに「全国社会福祉教育セミナー」があるが、そのセミナーで近年取り上げられている話題は、社会開発や社会変革を担える社会福祉士を養成できているのか、そのプログラムが用意されているのかということにある。

別言すれば、社会福祉士という国家資格ができたパラドックスとして、資格の枠内でしかものを考えない社会福祉士を養成していないか、養成教育で教えられたこと以外のことには取り組まない社会福祉士を養成していないか、という自問でもある。

制度はつくっても万能ではないし、すべてに対応できるわけではないから必ず陥穽や隙間ができる。それに対応できる、つまり自ら陥穽や隙間を自覚し改善しようと取り組む社会福祉士を養成しなければならないという問題意識が一部の養成校にはある。

養成校とすると、どのようにしたらそのような問題意識と力量のある社会福祉士を育成できるカリキュラムをつくり、演習・実習などに反映させていけるかということである。しかし、養成時間には限りがありカリキュラムにも制約がある。養成校での教育のみで力量ある社会福祉士を育てることはできない。むしろ、実践現場で課題にあたる中でこそ成長できるといえよう。そのためには職能団体に所属し、自己研鑽・自己啓発に努めることを奨励していくことが必要であると考えます。

そういった認識に立つとき、養成校と職能団体が連携・共同して取り組まなければならない課題は数多くあるように思える。実習段階での連携・共同したプログラム作成、養成の連続性の自覚と役割分担の検討、実践現場に立っても学び続けられる環境づくり、教育資源を提供できるだけの養成校の人的・物的体制の確立などである。どれ一つとっても本学では、あるいは多くの養成校では、実現には多くの労力と資源と時間を必要とする。

これまで共同して行ってきたことはいくつかあるが、さらに連携・深化させていくための何かを身近なところから始める必要があると思う。組織対組織として定期的な意見交換の場をもつこともよし、あるいは「福祉まるごと学会」へのサポートやコミットメント、さらには組織的な共同研究を行なうことなどでもよいのである。

いずれにせよ、計画的に少しずつ、そしてお互い過度な負担とならぬよう、できることから始めてみたいものである。そういった積み重ねが、頭書の、社会開発や社会変革を担える社会福祉士、つまりチェンジ・エージェントとしての養成につながる一つの道なのではないかと思えるのである。

さて、隗より始めてみたいものである。

成年後見制度利用促進・権利擁護推進セミナー

「成年後見制度利用促進・権利擁護推進セミナー」は、平成31年2月8日（金）松本市浅間温泉文化センター大会議室で行われ、県下各地から182人が参加した。

このセミナーは、成年後見制度利用促進法が平成28年5月に施行され、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」策定されたことを受け、成年後見制度利用促進に向けて、「高齢者・障がい者の権利擁護と地域連携ネットワーク」などをテーマに田村満子氏による基調講演とシンポジウムを行った。

【基調講演】

◇演 題 成年後見制度利用促進と高齢者・障がい者の権利擁護
 —司法と福祉の連携と行政機関、相談機関、福祉事業所等の役割—

◇講 師 田 村 満 子 氏 有限会社たむらソーシャルネット 取締役代表
 公 務：公益社団法人 大阪社会福祉士会 相談役
 大阪府高齢者・障がい者虐待対応チームアドバイザー
 公務経歴：公益社団法人 日本社会福祉士会 副会長



成年後見制度の利用状況の現状は、認知症高齢者の増加や障がい者の自立生活を考えると、事後的・後見類型に偏重しており、本人を真ん中に据えた制度利用とは言えない。「事前に」「予防的に」知っておいて、「いつ」「誰が」申立てをするのか考え、話し合う機会を持つべきである。研修や講演会のようなイベントとは違う日常の中で、市民自身が関心を持ち、正しい知識・イメージをもつための仕組みが必要である。

大阪市では第三者後見人の選定にあたっては、市民後見人の受任が可能かを念頭にマッチングのあり方はじめ部会がいくつかある。また、2年前から大阪市をはじめ各市や府をいれて三士会（弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会）と家庭裁判所で頻繁に話し合いを重ねている。

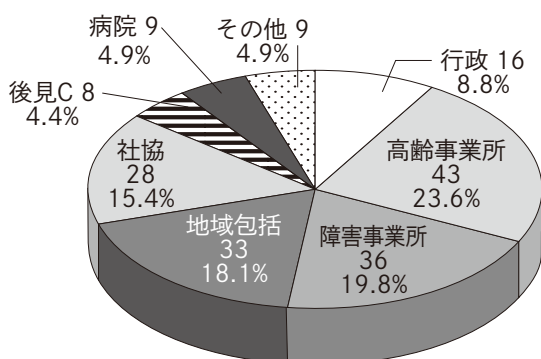
まず成年後見制度に対して持っているイメージや対応の実態を、府下のある市が調査や研修を開催し、「お金や時間がかかる」「家族がいるから必要ない」「後見人がつくるとチームの和を乱される」など固定化されたイメージがあると分析した。

さらに相談に来た人に対して、他機関の相談窓口のパンフレットを渡すだけ、「まだ早い」と勝手に判断して「必要になったら、いつでも来て」と帰ってしまうなど“おまけの業務”と軽んじられている状況も明らかになった。

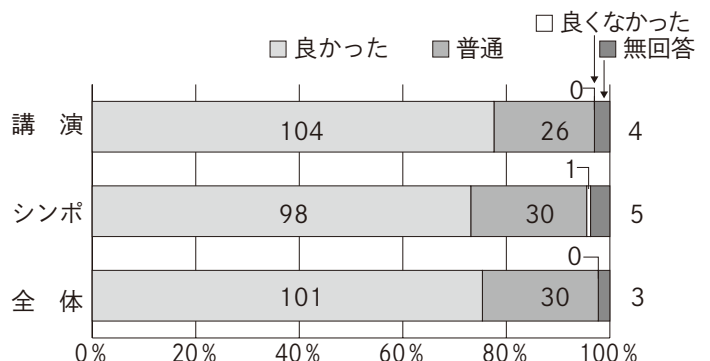
早期発見・早期利用につなげるためのツールとして、首長申立てや相談支援の手引き、代理権や同意権に関してイラストを入れて、分かりやすく説明するなどの取組みや成年後見制度における意思決定支援のガイドラインなどを開発している。

成年後見制度の利用に向けて、府市などを20回程度回り、地域福祉計画の中に位置づけ、成年後見制度の相談は「どの部署が主体的に担当するのか」などの具体的な段取りを提案している。大阪市では今年度から出前相談（病院や自宅へ出向いて2時間程度かけて制度活用後のイメージを説明したり、質疑応答に応じるなど）も開催している。

【参加者の内訳】



【アンケート結果】



高齢者・障がい者の権利擁護と地域連携ネットワーク

- コメンテーター 田村 満子氏 (前掲)
- シンポジスト 岡室 恭輔氏 (長野県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター運営委員長)
- 〃 帯金 康祐氏 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの 副支部長)
- 〃 衛藤 史朗氏 (公益社団法人長野県社会福祉士会 ばあとなあながの委員長)
- 〃 野口 一輝氏 (長野市成年後見支援センター 係長)
- コーディネーター 小池 正志 (公益社団法人長野県社会福祉士会 事務局長)

野口氏： 長野市成年後見支援センターでの取組みは、どのような職種等の後見人が相応しいかに焦点を当て専門職調整委員会を開催しマッチングをしている。受任件数は、後見類型が全体の約56%で県全体との比較では保佐・補助類型の割合が高い。

法人後見も多くなっており市民後見人も要請しながら、支援の空白をつくらぬよう配慮しながら取組んでいる。



岡室氏： 弁護士の後見業務は、遺産分割、負債整理、交通事故対応などの法的な問題を抱える案件も多い。最近では虐待対応専門職派遣チームとして社会福祉士と一緒に市町村に出向しているが、虐待や権利擁護に果たす行政の役割は重要である。成年後見制度を権利擁護の有効なツールとして活用するために、イメージアップも合わせて周知していきたい。

帯金氏： 成年後見促進法等が施行されたが、同法による後見制度の利用が促進されていないのが現状である。現場では、サポートが必要な方（本人および本人を見守る親族等）が、既存の支援の仕組みからまれ、本来は受けられるべきサービスが受けられず、本人の不利益となっているケースに遭遇することが多い。そのような問題を解消するために、中核機関・地域連携ネットワークの早急な構築が必要であり、それに向けては、行政機関の主体的でかつ積極的な関与が必要である。

衛藤氏： 後見制度の利用には、特に介護支援専門員や相談支援専門員が重要な役割を果たしている。ケアマネジャーへのあるアンケート調査で、「認知症により判断能力が低下したことによって日常生活上の困難を抱えていても、家族がいるから成年後見制度は必要性ない」と考えている構図が浮かび上がった。「個人の尊厳の尊重」と「家族の絆を大切にすることとは次元の異なることとして、権利擁護とは何かを根本から問い直すことが必要と考える。

田村氏： 成年後見制度の利用促進は、これまでの広報、啓発、研修の延長では、全く機能しない。行政をはじめとする関係機関の早期発見につながるツールが必要。

三士会（弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会）など専門職後見人もイメージチェンジが必要であり、家庭裁判所と緊密な連携のうえに、本人を中心とした制度にするための取組みが必要である。

小池氏： 成年後見制度の利用促進が目的ではなく、判断能力が十分でない高齢者や障がい者の権利擁護のために成年後見制度の普及が必要である。

地域連携ネットワークのイメージに描かれている、施設・病院の事業者から地域包括支援センターや市町村行政に取組みの強化を訴える必要がある。そして、ネットワークの中では専門職として三士会も役割を担う必要がある。

【参加者のコメント】

- ◆成年後見制度の利用促進には、後見職務のイメージを変えていくことが必要だということに、目から鱗でした。
- ◆成年後見制度の事例に申し込みの流れ、あまり普及していない現状が数字や図で分かりやすくなっていてよく理解できた。
- ◆後見制度のイメージを良くする事が大切で、本人を中心として支援者が役割分担していく事が必要と思う。
- ◆『後見制度のイメージを変える』こういう視点を持っていなかったのが、聞いてよかった。もう一度業務を見直してみたいと思う。
- ◆成年後見制度に対するイメージチェンジをすることが、利用促進につながるということが勉強になりました。
- ◆「本人を真ん中に」について、改めて一番大切にしなければいけないことを再確認できました。

福祉にかかわる人が今こそ学びたい 「憲法」そして「生存権」

平成31年2月9日、松本大学にて「憲法」そして「生存権」を考えるセミナーを開催し、会員含め約80人の参加がありました。地域における生存権を支える取り組みや問題提起について2人の方からご報告いただき、外部理事の青木寛文弁護士からは「ソーシャルワーカーと憲法」についてご講演をいただきました。

第1部
報告

① 「並柳団地での子どもの居場所づくりについて」

中島 麻衣 さん（松本大学地域総合研究センター特別調査研究員）



「なみカフェ」は、平成28年7月、長野県県民文化部こども・家庭課の子どもの居場所づくりモデル事業（信州こどもカフェ事業）としてスタートした。平成29年からは、松本市こども部こども福祉課が「松本市こどもの未来応援事業」として支援を引き継いでいる。

「なみカフェは地域のおうち」をコンセプトにして、週1回、学習支援や食事提供、生活体験を通して子どもたちの安心感や自己肯定感の向上につながるような活動を展開しており、毎回15～20人の参加者がある。活動は子どものみならず、運営に携わる大人の居場所としても機能している。

報告の最後に、子どもの生存権の課題は、家庭内に限局して考えるのではなく、社会全体のこととしてとらえる視点が必要であると提起された。

② 「延命治療に関する問題提起」－障がい者の生きる権利について－

三村 仁志 さん（障害者支援施設 ささらの里）



意思表示が難しい障がい者の延命治療の決定場面において、誰が何を根拠に判断するのかという観点から、命の平等や命の質の担保について問題提起がなされた。

延命治療に対しては、「スパゲティ症候群」という言葉があるようにその状態では尊厳が保たれないという考え方から否定的な見方もあるが、たとえそういう状態であっても命の質は担保できるのではないかとし、自身の施設でのお祝いの時に食事を楽しむことができない経管栄養の利用者に対して、食事の代わりにコンサートを開いたことを紹介した。

年齢や障がいの有無にかかわらず、「その人」の命や生きる権利をどう捉え、どう支えていくべきなのか、成年後見制度の改革など法整備についても提起がなされた。

第2部
講演

「ソーシャルワーカーと憲法」 青木 寛文 氏（長野県弁護士会）



まず憲法とは「国家権力を制限し、一定の権限を国に譲ることで国民の人権を保障する法」と考える。自然権思想（人は生まれながらにして自由で平等）が強いと、自由を求めるあまりに闘争が起こる恐れがあるからだ。

さて、福祉にとっての中核的な条文は第25条と考えがちだが、じつは第13条「すべて国民は、個人として尊重される。」の1文にある。この中に「人権思想」「三権分立」「平和主義」が含まれる。ただし経済が発展すれば貧富の格差が拡大、そのまま放置されると、第13条が無意味になってしまう。そこで国によって困窮から守るための生存権、すなわち憲法第25条があるのだ。

しかしこの第25条は、抽象的過ぎて具体性に欠ける条文である。奇しくも「社会福祉士及び介護福祉士法」第44条の2に「社会福祉士（中略）は、その担当する者が個人の尊厳を保持し」とある。これこそ憲法第13条に通じるものがある。社会福祉士は、憲法第25条の内容が対象者に叶えられるような担い手になってほしい。そのことで、対象者を憲法第13条に導くことができるからだ。



南信地区学習会

南信州ブロックでは、それぞれの分野に合わせて会員が講師を務めたり外部講師をお招きしたりしながら、奇数月に学習会を企画・実施しています。

5回目となる今回は、飯伊圏域障害者総合支援センター所長の松澤陽子会員に講師を務めていただき、「ストレングスモデルにおけるグループスーパービジョン」と題した学習会を行いました。

実践事例を用いてグループスーパービジョンの理論と方法を理解しながら、グループのメンバーからストレングスに基づいた支援についての助言・指導を受けることや、またそこからチームアプローチの展開やコミュニティワークの実践につなげることの重要性を学びました。

今回は、会員外の方も含めて14人の参加者で学び合いました。多くの質問が飛び交い、熱気を帯びた学習会となりました。

今後も南信州ブロックでは、会員の学びたいことを大切にしながら学習会のテーマを設定し、スキルアップと会員同士の交流を深めていきたいと思っています。

林 篤史（飯田市社会福祉協議会）



信州ぐるっと!! ～県内の特色ある福祉活動を紹介～

「社会福祉士×社会保険労務士 資格が広げる仕事の幅」

山 本 亨（社会保険労務士法人アンカー）



私は塩尻市広丘高出にて、「社会保険労務士法人アンカー」という社会保険労務士事務所を経営しています。3年前から医療福祉関係の顧客が増えてきたので、関連する知識が必要と感じ、昨年3月に社会福祉士の資格を取得しました。私の仕事は企業からの労務相談がメインで、社会福祉士の資格で仕事をするわけではありません。しかし、企業からの相談内容は社会福祉士にも関連するようなことが多いです。たとえば、元受刑者の採用、生活保護やシングルマザーの就労相談、人手不足対応による障がい者施設の活用、子どもの引きこもりなど。資格取得までは、今まではどうしようと思っていたことが、どこの専門家につなげればいいのかを理解できるようになり、顧客から感謝されるようになりました。また、全くのボランティアですが、発達障がいの児童を支援しているNPO法人から「監事をやってくれないか」との依頼があり、勉強も兼ねて、受けることにしました。これからも社会福祉士×社会保険労務士で仕事の幅を広げていこうと思います。

特集

社会福祉士としての一日に密着

北信地区

所属：介護老人保健施設ふるさと
氏名：清水 佑太
職種・業務内容



介護老人保健施設支援相談員
入退所の相談 本人、家族、ケアマネジャーと連携を取りながら在宅復帰への調整

業務での必須アイテム

必須ではありませんが、愛犬に疲れを癒してもらっています。

《ある日の私の1日の仕事内容》

時間	業務内容	コメント
出社前		朝はゆっくり寝たいのでギリギリまで寝ています
8:30	出社	朝礼
9:00	会議準備	入所判定会議のために準備を行います
10:00	医師の回診に同席	看護師長、リハビリ職員、栄養士、介護職員と一緒に
12:00	入所判定会議	司会、進行を行います。インターク面接で得た情報を発表し判定します
13:00	昼休み	スマホゲームをしながら息抜きします
15:00	自宅訪問	入所前の生活状況と退所を見据えて住環境の把握を行います。
16:30	記録	訪問の記録作成
17:30	退社	
帰宅	愛犬と散歩	愛犬チワワ6kg お互いダイエットに励んでいます

Q1 職歴～社会福祉士の資格をとったきっかけは？

どうせお金を稼ぐなら誰かの役に立ちたい、その中でも相談業務をやりたくて調べたところ、社会福祉士という資格があることを知り、受験資格が取れる大学を選びました。卒業後、地域包括支援センターでの社会福祉士としての勤務を経て、今の業務に就いています。

Q2 業務の中で社会福祉士として心掛けていること、大切にしていることは？

相談しやすい関係を築きたいと考えています。介護老人保健施設に入所後、相談員から家族へ連絡をとると、退所を迫られると思われることがよくあります。これからの生活を一緒に考えてくれる人と思ってもらいたいと心掛けています。

Q3 社会福祉士としてのやりがい？

う～ん難しい質問ですね。人相手の仕事なので辛い部分もあります。利用者さんがどう感じたかが成果。利用者さんの反応に触れることができるのがやりがいですかね。

Q4 これからの目標は？

本人の気持ちを尊重し、その人が望む生活を支援したいです。退所したら終わりではなく、引き続き相談できるような関係を築いていきたいと思います。

インタビューから一言

穏やかな口調で丁寧に答えてくれた清水さん。利用者さんやご家族が気軽に相談できる雰囲気を感じました。

東信地区

所属：長野大学 社会福祉学部
社会福祉学科



氏名：森田 靖子

職種・業務内容

助教 授業、事務、学生への対応、実習先への電話や訪問、実習巡回、基礎実習引率など、季節によって業務が多岐にわたる

業務での必須アイテム：パソコン・ホワイトボード・車

《ある日の私の1日の仕事内容》

時間	業務内容	コメント
8:30	出社	まずメールチェック
8:50	1限目	社会福祉士実習演習に関する授業を行っている。
10:30	2限目	//
12:00	お昼	大学内の生協でお昼ご飯を買って実習室で食べている
12:50	授業後の後処理 事務仕事	振り返りシートのチェックや点数つけ 実習先への電話、学生さんの対応
17:00		
帰宅		

Q1 職歴～社会福祉士の資格をとったきっかけは？

病院の事務から、異動で医療ソーシャルワーカー、介護老人保健施設の相談員。そして、長野大学の実習助手となり、現在は助教として働いている。きっかけは、別居の祖母の介護を手伝いに行った際、祖母の周りの人たちの関係性を目の当たりにしたこと。介護を通して祖母や家族が大変になるのはなぜか。何もできない状況から、他への波及もあり、どうすればよいのかシステムなど知りたいと思った。看護や介護などではなく、社会福祉を選択した。

Q2 業務の中で社会福祉士として心掛けていること、大切にしていることは？

今のクライアントは学生と思う。目の前の学生が何をやりたいのか聴くようにしたいと思っている（できていないことも多々）。実習はあくまで資格を取るための過程、専攻しない学生も福祉マインドを持ち、その人がその人らしく輝けるような生き方になればと願っている。

Q3 社会福祉士としてのやりがい？

学生の成長する・した姿が見られること。学生が笑顔で挨拶してくれたとき。就職が決まったときが嬉しい。実習を受け入れてくださるときも嬉しいです。ぜひ受け入れ願います（笑）

Q4 これからの目標は？

元日から当番医にかかりました。まずは健康に気をつけたい。

インタビューから一言

ここには書き込めないほど素敵なお話をお聞きしました。今まで以上に実習指導も頑張りたいと感じました。

社会福祉士の皆さんは、さまざまな分野で働いています。自分の専門分野以外の業務については知らないことが多いと思います。そこで今回は、それぞれの分野で活躍されている社会福祉士にインタビューしてみました。

中信地区

所属：安曇野南介護相談センター
氏名：二村 高明
職種・業務内容：介護支援専門員
業務での必須アイテム
スケジュール帳 携帯電話



《ある日の私の1日の仕事内容》

時間	業務内容	コメント
8:10	出社	ゆっくりめというかギリギリ？
	メールチェック 業務内容確認	
9:30	会議	特定事業所加算のためには必要です。 時には新しい事業のための会議も
11:00	訪問	
12:00	昼食	豆もやしにはまっています。
13:30	訪問	
14:30	退院に向けカンファレンス	利用者様との初対面。緊張します。 退院後の生活がある程度イメージできるとよいです。
16:00	訪問	事務所にいない時間のほうが長いです。
18:00	帰宅	記録とかメールチェックとか
	トレーニング	寒いと汗をかかないので楽です。
	海外ドラマ鑑賞	CSI:マイアミにはまっています。

Q1 職歴～社会福祉士の資格をとったきっかけは？

介護支援専門員として仕事を始めると、他の介護支援専門員は皆何らかの資格を持っていました。専門職としての資格が必要と感じました。現場が育ててくれました。

Q2 業務の中で社会福祉士として心掛けていること、大切にしていることは？

利用者がご自身で選択する機会を失わないようにしたいと考えています。もしくは、選択のための支援をしていければと思っています。

Q3 社会福祉士としてのやりがい？

介護支援専門員がソーシャルワーカーになりきれないのは1ケースいくら料金体系に一因があるのではと思いますが、そんな仕組みのことを言っても仕方ありませんね。最近、介護支援専門員にもソーシャルワーク的な働きを求められています。自発的に「介護支援専門員はソーシャルワーカーです。」と言えるようになるといいですね。

Q4 これからの目標は？

介護支援専門員などの相談援助職者の成長のお手伝いができればよいと考えます。と言っても大したことはできませんね。できることをできるだけ。普段の業務は丁寧な仕事がしたいと思っています。

インタビューから一言

温厚な雰囲気を持ち主の二村さんです。インタビューを通じて自身の日々の業務を振り返る良い機会となりました。

南信地区

所属：伊那中央病院
地域医療連携室 福祉係

氏名：宮崎 野々実

職種・業務内容

退院後の自宅での生活に向けた
面談や、ケアマネジャー・行政機関などとの連絡調整などを行います。

業務での三種の神器

電子カルテ、院内PHS、相談できる先輩方



伊那中央病院の
ロゴマーク

《ある日の私の1日の仕事内容》

時間	業務内容	コメント
8:10	出勤	
8:20	朝礼	連携室朝礼→福祉係朝礼
8:30	病棟朝礼	担当するリハビリテーション病棟の朝礼
8:45	事務作業	電子カルテで患者の状態チェック 面談記録などをまとめる
12:00	昼食	
13:00	判定会議(週1)	リハビリをしたい方の受入れ判定
14:00	カンファレンス	リハビリ病棟の患者の情報共有
15:00	先生によるIC	患者に対して行う病状説明に同席
15:30	IC後の面談	本人や家族と退院に向けた話し合い
16:00	退院前カンファレンス・リハビリ見学など	
17:00	退勤	子どもとゆっくり過ごします

Q1 職歴～社会福祉士の資格をとったきっかけは？

小中学校の時に、総合の時間などで車椅子体験や高齢者疑似体験を行った記憶が残っていました。祖母が同居していたこと、母が看護師をしていたことがきっかけで、進路を考えた時に「福祉」という言葉が浮かんできました。

Q2 業務の中で社会福祉士として心掛けていること、大切にしていることは？

病院としては早くご自宅で生活してほしいが、一方でご本人がすぐには自宅に帰れない事情がある場合もあります。双方の間に立つこともありますが、ご本人の防波堤になれるように、環境を調整できたらと思います。

Q3 社会福祉士としてのやりがい？

カンファレンスなどで支援した方が、リハビリテーションを頑張った後、退院時に歩いて帰る姿を見た時は「ああ、お家に帰れてよかったなあ」と思います。

Q4 これからの目標は？

リハビリテーション病棟担当の経験は浅いのですが、1人対応がようやく軌道に乗ってきました。多職種で連携して、地域で生活していただくことをこれからも目標にしていきたいと思っています。

インタビューから一言

温かい気持ちを持った、堂々としている宮崎さんは、リハビリを頑張っている患者さんに安心感を与えているようです。

「笑 顔」



宮 崎 摂 子

(飯山市役所地域包括支援センター)

高齢者支援の仕事について振り返ってみると20年以上お世話になっている。現在の職場でも精神的に衝撃を受けるケースも多くいまだに勉強させられる日々。エピローグのひとかけらを伴奏させていただき、笑顔を返されたときが至高の喜びでもある。

思い返してみると喜びと苦しみの中で私の原動力となっているのが、学生時代に会った福祉関係者の存在だ。学生ながら仕事の大先輩として見上げていたが、皆生き活きと楽しそうだったと記憶している。彼らはもはやこの紙面で何度も登場する本会の逸材になっている。今でも仕事を辞めたいと思ったとき、落ち込んだとき、喜びを感じたとき、気持ちを共有したいと思うことがある。あの当時の彼らと同じ年代になった今、私はどんな顔をして仕事をしているだろう。職場の仲間や家族の協力によって、彼らと同じように笑顔で仕事ができているだろうか。笑顔は人を和ませる。相手も私も笑顔が見いだせる福祉人でありたい。

*次号は、**障害者支援施設 千曲園 木島 美佐子さん**にバトンタッチします。

事務局からのお願い

氏名・住所・勤務先等が変更になった会員の皆様へ

氏名・住所・勤務先（部署・事業所間の異動も含む）等に変更が生じた方は、年度の始め・途中にかかわらず、その都度「変更届」により変更をご連絡ください。

「変更届」は、今回の広報紙に同封の様式をご使用いただくか、長野県社会福祉士会ホームページの会員専用ページよりダウンロード、またはお問い合わせフォームよりご請求ください。

今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ (<http://nacsw.jp>) をご覧ください。

期日(曜日)	事業名・研修名	会場	備考
3月9日(土)	第6回理事会	長野県食糧会館	
4月20日(土)	監査会・第1回理事会	長野県食糧会館	
6月8日(土)	平成31年度福祉まるごと学会	茅野市中央公民館	
	平成31年度定時総会		

◎ 入会状況 (平成31年1月末現在) * 会員数：1,159人 入会率：29.48% 人口10万人あたりの会員数：55.83人

編集後記

「徹底的に相手の立場に立つ。ブレない軸を持とう。」これは、大学時代の熱血恩師がしきりに学生へ送った言葉です。どんな職業でも誠実さを忘れずに、環境との接点に立ち利用者の権利を護る人材を育てようと、恩師は繰り返し私達にその理念を教えてくださいました。

先日行われた恩師のゼミ1～15期生による勉強会で、その言葉は共通の原点であることを改めて共有しました。先生はこれからも、未来の社会福祉士たちにその理念を伝え続けていきます。組織の枠にかっちりハマってしまいそうな自分もいますが、先生の言葉をこれからも胸に持ち合わせていたいと思いました。先生ありがとう！

(Y.N)